

平成十年九月二十五日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一四三第六号

平成十年九月二十五日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員鍵田節哉君提出建設業退職金共済制度の運営状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鍵田節哉君提出建設業退職金共済制度の運営状況等に関する質問に対する答弁書

一の1について

建設業退職金共済制度（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号。以下「法」という。）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約に係る退職金共済制度のうち建設業に係るものをいう。以下同じ。）は、建設業を営む中小企業者に期間を定めて雇用される労働者について、その福祉の増進等を図ることを目的として、事業主の拠出による退職金共済制度を設けたものである。

建設業退職金共済制度は、昭和三十九年に創設され、昭和三十九年度末には共済契約者数約一万六千、被共済者数約九万三千の規模であったが、平成九年度末には共済契約者数約十五万千、被共済者数約百九十九万四千と広く普及しており、建設業を営む事業主に期間を定めて雇用される労働者の福祉の増進、建設業における労働力の確保等に重要な役割を果たしてきたものと考えている。

一の2について

勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が定めている法第三十三条第四項に規定する退職金共済証紙（以下「証紙」という。）を購入する際の目安（以下「購入の目安」という。）については、建設

省が行っている「公共工事着工統計」から推計した公共工事における総工事費評価額及び延べ就労労働者数を基礎に、当該延べ就労労働者数のうち建設業退職金共済制度の対象となるものの数の推計及び建設業退職金共済制度の対象者一人一日当たりの掛金（共済契約者が機構に納付すべき掛金をいう。以下同じ。）の額のうち公共工事における工事費の予定価額の積算の基礎に加えられていた額を考慮して、昭和四十五年に当時の建設業退職金共済組合が定めたものであると承知している。

一の3について

建設業者に係る経営事項審査の審査基準日が平成七年から平成九年までである建設工事を対象に、建築一式工事及び土木一式工事のそれぞれについて、経営事項審査の総合評点上位二十社が受注した公共工事の完成工事高を示すと、別表第一のとおりである。なお、これらの完成工事高に係る機構の掛金の収納額については、把握していない。

一の4について

平成八年度及び平成九年度に着工された国の直轄事業（工事契約金額（消費税等相当額を除く。以下同じ。）が十億円以上であるものに限る。）に係る証紙の実際の購入額及び当該購入額と購入の目安に請負

代金を乗じて得られた額との差額を事業の種別ごとに示すと、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりである。この場合、購入の目安は国の直轄事業に係る積算には用いられていないことから、当該差額をもって、直ちに購入不足額とすることは適当でない。なお、平成七年度以前に着工された国の直轄事業については、証紙に係る記録の保存期間が経過し、当該記録が残っていないため、御指摘の「証紙の購入」の状況及び「目安額との差」を示すことはできない。また、証紙は、法第三十三条第四項に規定する退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）に、事業ごとに分類して貼付ちようされるものではないことから、事業の種別ごとの証紙の貼付状況を明らかにすることはできない。

また、平成八年度及び平成九年度に着工された国の直轄事業（工事契約金額が十億円以上であるものに限る。）について、証紙が購入されていない工事の名称及び当該工事を請け負った建設業者の名称を示すと、別表第四及び別表第五の上欄及び中欄のとおりである。なお、国の直轄事業においては、工事を請け負った建設業者が証紙を購入していない場合には発注者が当該業者からその理由を聴取することとしており、当該聴取した理由の内容は別表第四及び別表第五の下欄のとおりである。

一の5について

全国の公共工事の投資額中の証紙購入費の積算額については、国、地方公共団体等の数千に上る公共工事の発注者の積算方法が同一でないこと並びに同一の発注者でも工事規模及び工事の種類によって積算方法が異なることから、これを推計することは困難である。

一の6について

建設省の土木請負工事工事費積算基準（以下「積算基準」という。）の改訂は、土木工事の諸経費に関する実態調査に基づき実施している。この実態調査は、積算基準に定めるべき現場管理費の純工事費に対する割合等を求めるための資料を得ることを目的としたものであり、積算基準を構成する個別の費目に関して調査することを目的としてはいないが、当該実態調査を通じて、現場管理費の構成要素の一つである建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度（法第二条第三項に規定する退職金共済契約に係る退職金共済制度をいう。以下同じ。）に係る掛金の総額に関する資料が得られている。これによると、平成八年度及び平成九年度に実施した直近の調査における有効標本数は合わせて千百六十七工事であり、これらの工事全体での建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度に係る掛金の総額は約八億八千四百八万六千円となっているが、建設業退職金共済制度に係る掛金のみの額は不明である。

また、平成八年度及び平成九年度に実施した調査で得られた資料に基づき、建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度に係る掛金の総額の工事契約金額に占める割合を工事規模別及び積算基準における工種区分別に整理した結果は、それぞれ別表第六及び別表第七のとおりである。

一方、建築工事及び設備工事に係る実態調査は、それぞれおおむね十年ごとに実施している。直近の調査は、建築工事は昭和六十二年度及び昭和六十三年度に完成した工事を、設備工事は平成元年度に完成した工事をそれぞれ対象に実施したものであるが、これらの調査における個別の調査票は、既に保存期間の満了により廃棄されている。なお、建築工事及び設備工事については現在新たな実態調査を行っているところであり、当該実態調査の結果を踏まえて建設業退職金共済制度に係る掛金の総額及び当該総額の工事契約金額に占める割合を明らかにすることが可能と考えている。

一の7について

建設業者に対する税務調査の事績を否認項目別に取りまとめたものはないが、証紙の購入費は被共済者の共済手帳に証紙を貼付した時点で損金として取り扱われるにもかかわらず、過去の税務調査に係る事例の中には、期末に未使用となっている証紙の購入費も損金に算入したものがわずかながら存する。なお、

個々の納税者に対する税務調査の内容については、答弁を差し控えたい。

一の 8 について

御指摘の調査は、機構に統合される前の建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合が行った「建設業退職金共済制度に関する実態調査」、「建設作業員の实態調査」及び「共済証紙の流れに関する実態調査」であると思われる。これらの調査の結果によれば、共済手帳の交付を受けたすべての者に証紙を貼付するとした回答が調査の対象とした共済契約者の約九十六パーセントを占め、また、一年間を通じた証紙の過不足について「大体において適正量である」とした回答が調査の対象とした共済契約者の約七十三パーセントを占めており、証紙の購入及び貼付の履行状況はおおむね良好であることが判明したが、他方、第一次下請業者及び第二次下請業者の建設業退職金共済制度への加入率はそれぞれ約六十五パーセント及び約三十二パーセントといずれも低い割合にとどまっていることが判明したものである。

これらの調査の結果を踏まえ、建設業退職金共済制度への加入促進並びに証紙の購入及び貼付の履行確保について、下請業者を中心とした未加入事業主への加入勧奨の実施、証紙の購入及び貼付の履行状況の良好でない事業主に対する指導の強化等を機構において行うとともに、昭和六十一年に事業主の加入を促

進するための新規加入者に対する掛金負担軽減措置を創設したところである。なお、建設業退職金共済制度に係る共済契約者数及び被共済者数は、昭和五十八年から平成九年度末までの間において、着実に増加している。

一の9について

建設省直轄工事における建設業退職金共済制度の証紙の購入状況の把握については、従前から、御指摘の「建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について」（昭和四十五年五月一日付け建設省厚発第 二百四十四号。以下「官房長通達」という。）において、請負契約の現場説明に際し、工事を受注した場合には発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約後一箇月以内に地方建設局の事務所長等に提出するよう十分説明するものとされていたところであるが、いずれの地方建設局においても、契約変更後の証紙の購入状況を把握するため工事完成時にも収納書を提出するよう何らかの形で指導を行ってきており、実際にも工事完成時に収納書の提出を受けているのが通例であった。本年七月十六日付けの官房長通達の改正は、こうした状況を踏まえ、請負契約の現場説明に際し、工事を受注した建設業者は工事完成時にも収納書を提出するよう十分説明すべき旨を明文化するために行ったものであり、従前の指導内

容について地方建設局ごとに基本的な差異があったとは認識していない。

一の10について

労働者が共済手帳の交付又は証紙の貼付を要求したことにより不利益な取扱いを受けることを想定した特別な指導は行っていないが、適正な共済手帳の交付及び証紙の貼付については、機構において、建設業退職金共済事業支部を通じて毎年開催する説明会、建設業退職金共済制度加入促進強化月間における研修会等の機会を通じて事業主に対する指導を行っているほか、建設業の業界団体を通じて周知徹底を図っているところである。また、建設省直轄工事における請負契約の現場説明に際しても、元請負人に対して適正に証紙を貼付するよう指導を行っている。

また、仮に実際に不利益な取扱いがなされた場合には、機構において、共済契約者に対し、その雇用する労働者への共済手帳の交付及び共済手帳への証紙の貼付が法により義務付けられていることについて理解を求めるとともに、適切な対応を求めていくこととしている。

なお、法第三十七条第二項の規定は、一定の場合に共済契約者が従業員に共済手帳を交付することを義務付けており、同項の規定に違反した場合には、法第九十三条第一号の規定により処罰の対象となるもの

とされている。

一の11について

元請負人が法第三十六条の規定に基づき下請負人の委託を受けて特定業種退職金共済契約に関し下請負人が行うべき事務を処理する場合には、中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号。以下「規則」という。）第六十五条第一項の規定により、元請負人は機構に届書を提出するものときとされているが、同項の規定に基づく届書が提出されたことはないことから、機構が規則第六十六条に規定する帳簿の提出を求めたことはない。

一の12について

御指摘の調査は、建設業退職金共済制度について、その加入状況及び労働者への適用状況、その問題点、証紙の購入及び貼付状況等を調査するものであるが、当該調査には公共工事において証紙の流用が行われているか否かを明らかにできるような調査項目は設けられていない。

建設業退職金共済制度の適正な運営を図るための具体的な方策については、御指摘の調査の結果等を踏まえ、建設業退職金共済制度の今後の在り方も含め、検討を行っていくこととしている。

一の13について

機構に納められた証紙の購入代金については、証紙が実際に貼付されたか否かにかかわらず、機構の損益計算書上掛金収入として取り扱われる。なお、共済手帳は個々の労働者が所持するものであり、証紙の貼付状況の全体を把握することはできないが、機構においては、共済手帳の更新時及び退職金の請求時に証紙の貼付状況を管理しており、それにより把握した貼付実績額（共済手帳への貼付が確認された証紙の代金の累計に相当する額をいう。）に労働者が現に所持している共済手帳に各年度末までに貼付されると推定される証紙の数に応じた額を加算した額（以下「証紙貼付推定額」という。）を算定基礎として、毎年度、将来の退職金の支給に備えた責任準備金繰入額を費用として計上している。証紙の購入代金から証紙貼付推定額を控除した部分については責任準備金繰入額の算定基礎とはならず、機構の損益計算書上、収益の合計額が責任準備金繰入額を含む費用の合計額を上回った場合には、当該上回った額は当期利益金として計上されることとなる。

また、発行された証紙の枚数に占める実際に退職金の支給に結びつく証紙の枚数の割合については、証紙の貼付状況を枚数では管理していないため推計が困難であるが、発行された証紙の購入代金の総額に占

める証紙貼付推定額の割合については、平成九年度末で約九十四パーセントとなっている。ただし、民間工事においては証紙があらかじめまとめて購入され、必要に応じて貼付される場合もあると考えられることから、一定の時点において未貼付の証紙が存在したとしても、当該証紙の中には将来退職金の支給に結びつくものもあると考えられる。したがって、発行された証紙の購入代金の総額中実際に退職金の支給に結びつく部分の割合は、前述の約九十四パーセントよりも多いものと考えられる。

一の14について

建設業退職金共済制度に係る資産運用における平成五年度以降の公社債投資信託については、野村アセットマネジメント投信株式会社、大和証券投資信託委託株式会社、日興證券投資信託委託株式会社、太陽投資信託株式会社、第一勧業朝日投信投資顧問株式会社、山一證券投信投資信託株式会社、国際投信投資顧問株式会社及び新和光投信委託株式会社が発行する公社債投資信託の受益証券を購入している。

また、建設業退職金共済制度に係る資産運用において、社債を購入したことはない。

二の1について

建設業者に係る経営事項審査は、建設業者の経営規模、経営状況等の経営に関する客観的事項の全体に

ついて総合的な評定をして行うこととされており、その結果は公共工事の入札に係る競争参加資格の審査に活用されているが、経営事項審査の項目中建設業退職金共済制度への加入の有無については、他の審査項目との均衡も勘案し、既に適正な評価がされていると考えている。

二の 2 について

機構が本年度行っている調査の結果も踏まえ、引き続き建設業退職金共済制度の効果的な普及促進の方策を検討していくこととしている。

別表第一

審査基準日	建設工事の種類	
	建築一式工事(単位 千円)	土木一式工事(単位 千円)
平成七年	三、八九五、六一六、五九五	四、四八〇、〇三二、六三五
平成八年	四、一一七、〇八八、〇九一	四、六八四、七二二、〇八五
平成九年	四、四三六、四七〇、六四一	四、九六〇、一四〇、九八一

別表第二(平成八年度)

事業の種類	証紙の購入額(単位 千円)	購入の目安に基づき 算定した額(単位 千円)	差額(単位 千円)
	一般土木工事	二六七、〇五一	一、三七一、四四五
アスファルト舗装工事	〇	〇	〇
鋼橋上部工事	一一、八九三	一二一、一五四	一〇九、二六一

造園工事			○
建築工事	三九、五六五	二〇八、二〇四	一六八、六三九
木造建築工事	○	○	○
電気設備工事	○	二七、七八八	二七、七八八
暖冷房衛生設備工事	一、九二九	三九、五五一	三七、六二二
セメント・コンクリート舗装工事	○	○	○
プレストレスト・コンクリート工事	二一、七四八	五六、八〇九	三五、〇六一
法面処理工事	○	○	○
塗装工事	○	○	○
維持修繕工事	○	○	○
しゅんせつ工事	七、六七九	二二、七四四	一五、〇六五
グラウト工事	○	○	○
杭打工事	○	○	○

さく井工事	○	○	○
プレハブ建築工事	○	○	○
機械設備工事	○	二九、〇〇六	二九、〇〇六
通信設備工事	○	○	○
受変電設備工事	○	○	○

(注) 数値は平成十年七月末現在のものである。

別表第三(平成九年度)

事業の種類別	証紙の購入額(単位 千円)	購入の目安に基づき算定した額(単位 千円)	差額(単位 千円)
一般土木工事	二、三三三、二二九	一、二二八、四三三	一、〇〇五、二二四
アスファルト舗装工事	二、九〇七	九、九〇五	六、九九八
鋼橋上部工事	四五五	九三、七八三	九三、三二八

杭打工事	〇	〇	〇
グラウト工事	〇	〇	〇
しゅんせつ工事	七、〇六三	三六、三四七	二九、二八四
維持修繕工事	〇	〇	〇
塗装工事	〇	〇	〇
法面処理工事	〇	〇	〇
プレストレスト・コンクリート工事	二四、九一〇	五五、八九六	三〇、九八六
セメント・コンクリート舗装工事	六八四	六、七三四	六、〇五〇
暖冷房衛生設備工事	〇	六、七五〇	六、七五〇
電気設備工事	〇	四、七六三	四、七六三
木造建築工事	〇	〇	〇
建築工事	四〇、四七三	一八七、九八六	一四七、五二三
造園工事	〇	〇	〇

さく井工事				○			○
プレハブ建築工事				○			○
機械設備工事			一、二五二		二六、五八二		二五、三三〇
通信設備工事				○			○
受変電設備工事				○			○

(注) 数値は平成十年七月末現在のものである。

別表第四 (平成八年度)

工 事 名	請 負 業 者 名	証紙が購入されていない理由
敦賀港(鞠山北地区)岸壁(マイナス十二メートル)(増深)工事	東洋・五洋・若築特定建設工事共同企業体	他の工事と一括して証紙を購入したため。
常陸那珂港東防波堤本体工事(その二)	鹿島建・浅沼・大日本土木特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。

<p>横浜港南本牧地区護岸（防波）地盤改良及び基礎工事</p>	<p>東亜建・国土総合・大本特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>常陸那珂港東防波堤築造工事</p>	<p>東亜建・りんかい・テトラ特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>常陸那珂港東防波堤築造工事（その三）</p>	<p>東洋建・三井不動産・大本特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>横浜港大棧橋地区棧橋（マイナス十メートル）マイナス十一メートル）築造工事</p>	<p>五洋・三井不動産・テトラ特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>横浜港南本牧地区護岸（防波）外 本体工事</p>	<p>若築・佐伯・りんかい特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>

<p>尼崎西宮芦屋港海岸地区閘門（改良）築造工事（その八）</p>	<p>東洋・東亜・三井不動産 特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>神戸港六甲アイランド地区岸壁（マイナス十三メートル）工事</p>	<p>（株）奥村組</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>和歌山下津港本港地区防波堤（外）②築造工事</p>	<p>東亜・東洋・大都特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>神戸港ポートアイランド地区岸壁（マイナス十二メートル）⑦復旧工事（その一）</p>	<p>東洋建設（株）</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>神戸港六甲アイランド地区岸壁（マイナス十三メートル）復旧工事（その一）</p>	<p>東亜建設工業（株）</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>神戸港（港島トンネル）沈埋部基</p>	<p>東洋・大都・三井不動産</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用</p>

<p>礎及び沈設工事</p>	<p>特定建設工事共同企業体</p>	<p>しないため。</p>
<p>新門司沖護岸（東）（B）工事</p>	<p>五洋・国土総合・テトラ 特定建設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>新門司沖護岸（東）（B）工事 （第二次）</p>	<p>東洋・大都・大本特定建 設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>新門司沖護岸（東）（B）外一件 工事（第二次）</p>	<p>東亜・本間・大旺特定建 設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>伊万里港（久原南地区）橋梁工事</p>	<p>川田・日立・名村特定建 設工事共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>鹿児島空港庁舎新築工事</p>	<p>大成・東洋・日航特定建 設工事共同企業体</p>	<p>他の工事と一括して証紙を購入したた め。</p>
<p>神戸航空衛星センター新築工事</p>	<p>大林・安藤・東洋特定建 設工事共同企業体</p>	<p>他の工事と一括して証紙を購入したた め。</p>

<p>那覇空港立体駐車場北棟新築工事</p>	<p>大林・大日本土木・國場 特定建設工事共同企業体</p>	<p>他の工事と一括して証紙を購入したため。</p>
<p>神戸航空衛星センター空気調和設備工事</p>	<p>新日空・朝日・三冷特定 建設工事共同企業体</p>	<p>証紙を本社で一括して購入しているため。</p>
<p>田瀬ダム施設改良水中締切設備工事</p>	<p>日立造船(株)</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>岩沼地区排水ポンプ設備新設工事</p>	<p>(株)荏原製作所</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>麻布共同溝Ⅱ期(その一)工事</p>	<p>鹿島・東洋特定建設工事 共同企業体</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。</p>
<p>石岡第四立杭新設工事</p>	<p>東急建設(株)</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。</p>
<p>石岡トンネル(その一)工事</p>	<p>大成・鴻池・若築特定建</p>	<p>期間を定めて雇用される労働者を使用</p>

	小淵立体その一工事	設工事共同企業体	しないため。
	戸田・大本特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。	
	大成・大林特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。	
	駒井・春本特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。	
	緑ICランプ上部(その一)工事 サクラダ・巴特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。	
	森永橋上部製作・架設工事 三菱重工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。	
警視庁警察学校一工区一回建築工事	フジタ・西松・岩田特定 建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。	

警視庁第三機動隊一工区建築工事	(株)富士工	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。
科学警察研究所一回電気設備(通信)工事	(株)東電通	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
科学警察研究所一回電気設備(電力)工事	栗原・東プラ特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同Ⅰ工区一回電気設備(通信)工事	関電工・新生テクノス特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同Ⅰ工区一回電気設備(電力)工事	東光・ユアテック・弘電・東配特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同Ⅱ工区一回電気設備(通信)工事	同企業体 きんでん・浅海特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。

さいたま広域合同Ⅱ工区一回電気設備（電力）工事	電設工・六興・東邦特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
東京港湾合同庁舎一回電気設備（電力）工事	住友電設（株）	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
安全衛生総合センター（仮称）外機械設備（空調）工事	新日本空調（株）	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同Ⅰ工区一回機械設備（衛生）工事	齊久・協和特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同Ⅰ工区一回機械設備（空調）工事	三建・トーヨーコ・富士特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同Ⅱ工区一回機械設備（衛生）工事	西原・ダイセツ特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同Ⅱ工区一回機械	ダイダン・朝日・五建特	期間を定めて雇用される労働者を使用

設備（空調）工事	定建設工事共同企業体	しないため。
東京国立博物館平成館（仮称）三 回機械設備（空調）工事	新菱冷熱工業（株）	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
東京港湾合同庁舎一回機械設備 （空調）工事	三機・日比谷特定建設工 事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
外郭放水路排水機場ポンプ設備工 事	（株）荏原製作所	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
雁坂トンネル換気設備（その二） 工事	（株）荏原製作所	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
さいたま広域合同Ⅰ工区一回昇降 機設備工事	（株）東芝	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
さいたま広域合同Ⅱ工区一回昇降 機設備工事	三菱電機（株）	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。

さくらそう水門ゲート設備工事	三菱重工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
平成八年度長島ダム主放流予備ゲート設備その二工事	三菱・田原特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
平成八年度長島ダム選択取水設備工事	(株) 酒井鉄工所	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
岡南シールドその二工事	清水・大本特定建設工事 共同企業体	他の工事と一括して証紙を購入したため。
新内藤川水門ゲート設備工事	川崎重工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
温井ダム常用洪水吐き予備ゲート設備工事	石川島播磨重工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
温井ダム非常用放流設備工事	日本鋼管(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用

<p>長崎四九七号沖新高架橋第二工区 上部工工事</p>	<p>駒井鉄工(株)</p>	<p>しないため。 期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>鹿児島二号岩屋橋上部工工事</p>	<p>(株)ピー・エス</p>	<p>しないため。 期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>内田川排水機場ポンプ設備工事</p>	<p>(株)クボタ</p>	<p>しないため。 期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>新中央合同庁舎第二号館電気設備 (通信)工事</p>	<p>きんでん・協和特定建設 工事共同企業体</p>	<p>しないため。 期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>新中央合同庁舎第二号館電気設備 (電力)工事</p>	<p>東光・中電工・川北特定 建設工事共同企業体</p>	<p>しないため。 期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>
<p>新中央合同庁舎第二号館電気設備 (空調)工事</p>	<p>高砂・川崎・池田特定建 設工事共同企業体</p>	<p>しないため。 期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。</p>

通商産業省総合庁舎空気調和設備 改修工事	高砂熱学工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
-------------------------	-----------	-----------------------------

(注) 平成十年七月現在証紙が購入されていない施工中の工事についても記載したが、当該工事における証紙の購入状況及び証紙が購入されていない理由は、最終的なものではない。

別表第五(平成九年度)

工 事 名	請 負 業 者 名	証紙が購入されていない理由
札内川ダム建設事業の内札内川ダ ム堤体建設第八期工事	間・地崎工業・三井建設 特定建設工事共同企業体	他の工事と一括して証紙を購入したた め。
一般国道二十八号釧路市阿寒川橋 製作架設工事	住友重機械工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
新潟港(西港地区)道路(トンネ ル)沈埋部築造工事	東洋・若築・東亜特定建 設工事共同企業体	他の工事と一括して証紙を購入したた め。
横浜港南本牧地区護岸(防波)地	若築・三井不動産・本間	期間を定めて雇用される労働者を使用

盤改良及び基礎工事	特定建設工事共同企業体	しないため。
常陸那珂港東防波堤築造工事（その二）	東洋建・大都・テトラ特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
常陸那珂港東防波堤築造工事（その二）	東亜建・りんかい・本間特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
横浜港大棧橋地区棧橋（マイナス十メートル）マイナス十一メートル）築造工事	東亜建・東洋建・佐伯特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
横浜港南本牧地区護岸（防波）基礎工事（その二）	東洋建・国土総合・大本特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
横浜港大棧橋基部開削工事	五洋・佐伯・三井不動産特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
川崎港東扇島地区泊地（マイナス	東亜建・若築・大都特定	期間を定めて雇用される労働者を使用

	十五メートル) 浚渫工事	建設工事共同企業体	しないため。
	新門司沖護岸(仮)外一件工事	五洋・りんかい・テトラ 特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
	新門司沖護岸(北)工事(第四次)	東亜・大本・大旺特定建 設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
	新門司沖護岸(西)(B)工事	若築・本間・吉田特定建 設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
	新門司沖護岸(仮)工事(第三次)	五洋・テトラ・三省特定 建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
	新門司沖護岸(西)(B)外一件 工事	東洋建・国土総合・寄神 特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
	博多港(アイランドシティ地区) 橋梁工事	三井造船・神戸製鋼・サ クラダ特定建設工事共同	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。

	企業体	
伊万里港（久原南地区）橋梁工事	日本鋼管・佐世保・栗本 特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
博多港（東航路地区）航路（マイ ナス十四メートル）外一件浚渫工 事	東亜・若築・りんかい特 定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
花巻北大橋上部工工事	三菱・日立特定建設工事 共同企業体	証紙を本社で一括して購入しているた め。
鳴瀬川中流堰ゲート設備新設工事	三菱重工業（株）	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
茨城立杭新設工事	（株）奥村組	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
菅生トンネル（その三）工事	飛島・大日本特定建設工	期間を定めて雇用される労働者を使用

	那珂導水路水戸トンネル（その三）の三）工事	事共同企業体	しないため。
	赤堀高架橋上部工事	奥村・青木特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
	上田大橋上部工事	東骨・日立特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
	那珂川橋上部その三工事	三井・栗本特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用する段階で購入を予定しているため。
	川縦高速線上部（その二）工事	川田・トピー・新日鐵特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
	川縦高速線上部（その一）工事	鋼管・片山特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用する段階で購入する予定であるため。
	川縦高速線上部（その二）工事	宮地・高田特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用する段階で購入する予定であるため。

川縦高速線上部（その三）工事	三菱・横河特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。
川縦高速線上部（その四）工事	川重・サクラダ特定建設 工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。
川縦高速線上部（その五）工事	石播・日車特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。
警視庁警察学校一工区二回建築工事	フジタ・西松・岩田特定 建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。
建設大学校研修棟建築工事	オーバーシーズ・ベクテル・インコーポレーテッド	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。
国立オリンピック記念青少年総合センターVI工区建築工事	戸田・青木・多田特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。

東京港湾合同庁舎二回建築工事	大成・前田・五洋特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を雇用する段階で購入する予定であるため。
国立オリンピック記念青少年総合センターV・VI工区電気設備(電力)工事	(株)中電工	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同II工区二回電気設備(電力)工事	電設工・六興・東邦特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同II工区二回機械設備(空調)工事	ダイダン・朝日・五建特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
国立オリンピック記念青少年総合センターV・VI工区機械設備(空調)工事	新日本空調(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
さいたま広域合同I工区二回機械	三建・トーヨコ・富士特	期間を定めて雇用される労働者を使用

設備（空調）工事	定建設工事共同企業体	しないため。
桜機場ポンプ設備工事	（株）日立製作所	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
大河津分水洗堰閘門他ゲート設備 工事	日立造船（株）	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
平成九年度揖斐川住吉水門下部工 工事	東洋建設（株）	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
平成九年度三六一号権兵衛トンネル 工事	鹿島・清水・住友特定建 設工事共同企業体	今後購入する予定があるため。
平成九年度伊豆縦貫山田川橋橋体 工事	（株）宮地鐵工所	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
砂原橋上部製作・架設工事	川崎重工業（株）	期間を定めて雇用される労働者を雇用 する段階で購入する予定であるため。

大滝ダム常用放流設備新設工事	三菱・日立特定建設工事 共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
大滝ダム常用放流設備予備ゲート 新設工事	石川島播磨重工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
大滝ダム選択取水設備新設工事	川崎重工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
岡南共同溝工事	清水・大本特定建設工事 共同企業体	今後購入する予定があるため。
八高堰改築工事	(株) 大本組	今後購入する予定があるため。
高屋川浄化設備工事	(株) 荏原製作所	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。
福岡四九七号拾六町高架橋第一工 区(下り線) 上部工工事	(株) ピー・エス	期間を定めて雇用される労働者を使用 しないため。

板橋排水機場ポンプ設備工事	(株) 荏原製作所	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
花宗水門機械設備製作据付工事	川崎重工業(株)	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
マルチ環境実験設備工事	(株) 日立製作所	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
新中央合同庁舎第二号館第二回電気設備(電力)工事	東光・中電工・川北特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。
新中央合同庁舎第二号館第二回機械設備(空調)工事	高砂・川崎・池田特定建設工事共同企業体	期間を定めて雇用される労働者を使用しないため。

(注) 平成十年七月現在証紙が購入されていない施工中の工事についても記載したが、当該工事における証紙の購入状況及び証紙が購入されていない理由は、最終的なものではない。

別表第六

工 事 規 模	建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度に係る掛金の総額の 工事契約金額に占める割合
五百万円未満	○・四三パーセント
五百万円以上一千万円未満	○・三一パーセント
一千万円以上三千万円未満	○・三二パーセント
三千万円以上六千万円未満	○・三一パーセント
六千万円以上一億円未満	○・三〇パーセント
一億円以上三億円未満	○・二八パーセント
三億円以上五億円未満	○・二二パーセント
五億円以上十億円未満	○・二四パーセント
十億円以上二十億円未満	○・二〇パーセント
二十億円以上	○・一七パーセント

別表第七

平均	○・二八パーセント
工種	建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度の掛金の総額の工事契約金額に占める割合
河川工事	○・三〇パーセント
河川・道路構造物工事	○・二九パーセント
海岸工事	○・二七パーセント
道路改良工事	○・三〇パーセント
鋼橋架設工事	○・二二パーセント
P・C橋工事	○・二八パーセント
舗装工事	○・二六パーセント
砂防・地すべり工事	○・二九パーセント

公園工事	○・三二パーセント
電線共同溝工事	○・二四パーセント
道路維持工事	○・三一パーセント
河川維持工事	○・五一パーセント
共同溝等工事一（シールド工法及び推進工法）	○・二四パーセント
共同溝等工事二（開削工法）	○・二七パーセント
トンネル工事	○・一八パーセント
下水道工事一（シールド工法及び内部で作業する推進工法）	○・二四パーセント
下水道工事二（開削工法及び小口径推進工法）	○・二九パーセント
下水道工事三（ポンプ場工事等）	○・二四パーセント
コンクリートダム工事	○・二二パーセント
フィルダム工事	○・三八パーセント
平均	○・二八パーセント